別紙様式第十六号の十七目次第２の２⑴中「兼務」を「兼職」に改め、同目次第２の２中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　親会社等との間の取引に関する事項

別紙様式第十六号の十七業務報告書の記載上の注意２中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意４に次のように加える。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の３第２項第２号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第２条第１項第４号の２に規定する親会社等をいう。

別紙様式第十六号の十七業務報告書の記載上の注意６中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式第１の２の表の前に次のように加える。

⑴　会社役員の状況

別紙様式第十六号の十七第１の２⑴の表記載上の注意１中「及び７」を「、７及び９」に改め、同記載上の注意２②中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に改め、同記載上の注意２③中「第345条第２項」を「第342条の２第２項又は第345条第２項」に改め、同記載上の注意３中「社外役員については」を「社外役員（株式会社にあっては、会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいい、相互会社にあっては別紙様式第５号記載上の注意８⑴に規定する社外役員をいう。以下同じ。）については」に改め、同記載上の注意６中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同記載上の注意中７を９とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　少額短期保険業者が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　少額短期保険業者が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

８　事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第２条第６号に規定する大会社をいう。）に限る。）であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

別紙様式第十六号の十七第１の２に次のように加える。

⑵　責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と少額短期保険業者との間で責任限定契約（会社法第427条第１項（相互会社にあっては、保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

別紙様式第十六号の十七第１の３記載上の注意中「⑷」を「⑶」に改め、同様式第１の３⑴の表記載上の注意１中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」に、「会社法施行規則第121条第７号」を「同令第121条第８号」に改め、同記載上の注意３を次のように改める。

３　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

①　少額短期保険業者の親会社等（自然人であるものに限る。）

②　少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者（株式会社にあっては、会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては、当該相互会社の実質子会社（保険業法第33条の２第１項に規定する実質子会社をいう。）及び関連会社（保険業法施行規則第24条の３第６項第２号に規定する関連会社をいう。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

別紙様式第十六号の十七第１の３⑵の表記載上の注意１中「以下に」を「次に」に改め、同記載上の注意１②中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意１中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

別紙様式第十六号の十七第１の３⑶を削り、⑷を⑶とし、同様式第１の５⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第十六号の十七第１の６⑴の表記載上の注意３中「以下の」を「次に掲げる」に改め、③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が会社法第399条第１項（相互会社にあっては、保険業法第53条の23において準用する会社法第399条第１項）の同意をした理由

別紙様式第十六号の十七第１の８記載上の注意中「以下の」を「次に掲げる」に改め「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加え、同記載上の注意中２を３とし、１の次に次のように加える。

２　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハ（相互会社にあっては、保険業法第53条の23の３第１項第１号ロ及びハ）に規定する体制

別紙様式第十六号の十七第１中10を12とし、９を11とし、８の次に次のように加える。

９　特定完全子会社に関する事項

（記載上の注意）

株式会社である少額短期保険業者にあっては、少額短期保険業者（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の３第２項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該少額短期保険業者及びそ